

上乃裏通り歩行者空間化検討業務委託
仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、「上乃裏通り歩行者空間化検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本市では、昼も夜もだれもが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出に向けて、ウォーカブルなまちづくりを推進している。その取組の一つとして、まちなかで魅力の高いスポットである上乃裏通りの拠点性を高めるため、歩行者空間化の検討を進めている。

本業務は、前年度に実施した「令和6年度上乃裏通り周辺交通実態調査等業務」の結果を活用し、交通規制の試行を含め歩行者空間化を検討するもの。

第3条（履行期間）

契約日から令和8年（2026年）3月17日（火）までとする。

第4条（履行場所）

熊本市中央区上乃裏通り（市道 南坪井町上通町第1号線）及びその周辺

第5条（法令等の遵守）

受託者（以下、乙という。）は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第6条（疑義）

本仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、熊本市（以下、甲という。）と乙が協議のうえ、甲の指示に従い業務を遂行する。

第7条（注意事項）

作業実施に当たっては、本市契約事務取扱規則、業務委託契約約款、本仕様書に基づいて実施しなければならない。

第8条（関連計画）

- 1 熊本市第8次総合計画
- 2 第2次熊本市都市マスタープラン
- 3 熊本市中心市街地ウォーカブルビジョン
- 4 熊本市中心市街地活性化基本計画
- 5 その他関連計画

第9条（関連業務）

1 業務名

- (1) 令和6年度上乃裏通り周辺交通実態調査等業務委託
- (2) 上乃裏通り周辺滞在環境向上検討業務委託

2 貸与・返還

必要な場合、1の業務資料を貸与する。本資料については、業務履行完了後直ちに返還すること。

第10条（業務内容）

1 計画準備

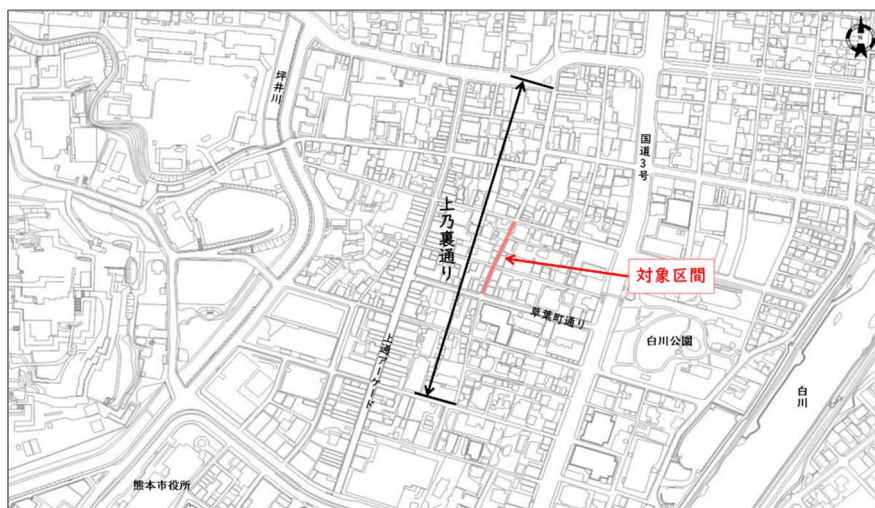
本業務を遂行するうえでの技術的方針や作業スケジュール、実施体制等を検討し、業務計画書を作成すること。

2 歩行者空間化計画書作成

本年11月末頃実施予定である上乃裏商店会のイベントに合わせた歩行者空間化（車両通行止め）のための交通規制の試行（以下、「交通規制の試行」という。）についての歩行者空間化計画書を作成すること。また、関係者協議に必要となる資料を作成すること。

交通規制の試行対象区間と時間帯は以下のとおりとする。

(1) 対象区間

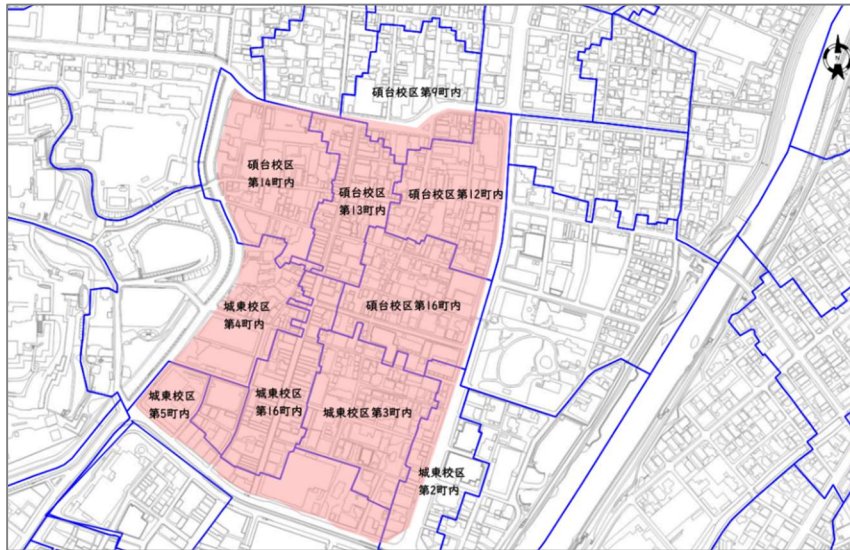


(2) 時間帯

13時～18時の5時間とする。

3 事前告知用チラシ作成・ポスティング

交通規制の試行時の歩行者空間化（車両通行止め）の事前告知のため、詳細が書かれたチラシを作成し、対象エリアの地域住民及び沿線の飲食店や事業者に対し、全戸ポスティングを行うこと。なお、対象エリアは以下の着色箇所とする。



(1) 掲載内容

以下の項目については、必ず掲載すること。また、その他の詳細は甲と乙が協議したうえで決定する。

- ア 実施目的
- イ 実施日時
- ウ 実施場所
- エ 迂回路図
- オ 問合せ先

(2) 校正

2回以上校正を行うこと。

(3) 印刷

ア 印刷は以下の規格で行うこと。

- (ア) サイズ：A4（タテ297mm×ヨコ210mm）
- (イ) 紙質・紙厚：コート紙 90kg
- (ウ) 色：オールカラー
- (エ) ページ数：2ページ（両面印刷で1枚）

イ 印刷部数は2,100枚とする。

なお、その他の詳細に関しては、甲と乙が協議したうえで決定する。

4 看板の作成・設置

(1) 設置看板

ア 設置期間

交通規制の試行開始前1か月間程度を想定している。

イ 設置資材・設置場所

設置看板は3箇所配置すること。なお、配置箇所については、甲と乙が協議したうえで決定する。看板は乙が準備、設置・撤去、運搬を行う。

ウ デザイン・記載事項

詳細に関しては、甲と乙が協議したうえで決定する。

(2) 手持ち看板

ア 使用期間

交通規制の試行当日に使用する。

イ 使用資材・使用場所

手持ち看板を8枚作成し、各誘導員が携帯する。

ウ デザイン・記載事項

詳細に関しては、甲と乙が協議したうえで決定する。

5 事前イベント・交通規制の試行に関する交通量調査

9月末頃の上乃裏商店会イベント（裏乃夜市）（以下、「事前イベント」という。）及び交通規制の試行時における対象区間周辺の交差点において、自動車交通量調査及び歩行者交通量調査を実施すること。

(1) 自動車交通量調査

ア 日時

- ・ 事前イベント時及び交通規制の試行当日の計2日間
- ・ 13時～18時

イ 調査対象交差点

- ・ 3箇所（対象交差点は以下のとおり）



ウ 調査対象分類

- ・ 4 分類（小型車、小型貨物車、バス、大型貨物車）＋自動二輪（バイク）

※ 8 ナンバーは形状でいずれかに分類する。

エ 集計時間

- ・ 交差点方向別自動車交通量を 1 時間ごとに計測

(2) 歩行者交通量調査

ア 日時

- ・ 事前イベント時及び交通規制の試行当日の計 2 日間
- ・ 13 時～18 時

イ 調査対象交差点

- ・ 3 箇所（5 (1) イと同様）

ウ 調査対象分類

- ・ 歩行者、自転車

エ 集計時間

- ・ 交差点方向別歩行者交通量を 1 時間ごとに計測

(3) 調査結果とりまとめ

自動車交通量調査結果及び歩行者交通量調査結果を集計し、とりまとめること。なお、とりまとめに当たっては甲と事前に協議すること。

6 交通規制の試行当日の対応業務

(1) 来場者への個別ヒアリング

交通規制の試行当日に上乃裏通りへ訪れた方々を対象に、歩行者空間

化（車両通行止め）についての意見を聴取すること。聴取した意見は整理し、とりまとめること。

(2) 誘導員の配置

誘導員は8人配置すること。なお、配置箇所については、甲と乙が協議したうえで決定する。

7 歩行者空間化（車両通行止め）交通規制の試行後のアンケート調査

地域住民及び沿線の飲食店や事業者を対象としたアンケート調査を実施すること。作業内容は以下のとおり。

(1) アンケート項目の作成

交通規制の試行についてのアンケート項目を作成すること。詳細に関しては、甲と乙が協議したうえで決定する。

(2) アンケート調査票のポスティング・回収

アンケート調査票を作成し、第10条3に示す対象エリアの地域住民及び沿線の飲食店や事業者に対し、全戸ポスティングを行うこと。また、アンケート調査票は回収すること。

ア アンケート調査票規格

(ア) サイズ：A4（タテ297mm×ヨコ210mm）

(イ) ページ数：1ページ

イ 掲載内容

7(1)で作成した項目について掲載すること。

ウ 印刷部数

印刷部数は2,100枚とする。

(3) アンケートの集計・分析

アンケート調査結果を集計・分析し、とりまとめること。

8 打合せ協議

初回打合せ（1回）、中間打合せ（3回）、報告書打合せ（1回）を行う。その他本業務について打合せが必要な場合は随時行う。なお、打合せ協議後は議事録を作成し、速やかに提出すること。

第11条（成果品）

成果品は、次のとおり納品すること。

1 成果品

(1) 報告書：2部（A4縦）

(2) 電子成果品：2部（DVD-R）

2 納品場所

熊本市 都市建設局 都市政策部 市街地整備課
(熊本市中央区手取本町1番1号 11階)

第12条(著作権に係る留意事項)

- 1 資料作成に当たり、第三者(本市及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- 2 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

第13条(中立性の保持)

乙は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

第14条(その他)

- 1 専任の担当者を配置し、市との打合せ会議等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。